

新人弁護士ご挨拶



この度、司法修習を終え1月より当事務所で執務することになりました。私が弁護士になりたいと思ったのは小学校6年生のときです。無罪を勝ち取るべく弁護を行なう弁護士の下で修行する修習生の成長を描いたテレビドラマを見て、困っている人のために全力で闘う弁護士という仕事に憧れました。弁護士になれば、社会の皆様の役に立てるかもしれませんとおもいました。

その後、たくさんの弁護士と知り合い、それぞれが依頼者の相談を親身になって聴く姿を見て、私も依頼者が抱える悩みを丁寧に聴ける弁護士になりたいと思いました。皆様が何かトラブルに巻き込まれた時に、親身になってお話を聴き最良の形で問題を解決して、安心して生活できるようになっていただければと思っています。

安心した生活を送るうえで「家庭で過ごす時間」と「仕事をしている時間」は特に大切なものです。それゆえ、家庭や職場でのトラブルは深刻な悩みになると思いますので、私は、家事事件と労働事件に積極的に取り組んでいきます。

弁護士 塩谷 真理絵



昨年4月の韓国・釜山周辺への事務所旅行風景

ひとこと

丁寧かつ迅速な対応を心がけ、日々努力していきたいと思っております。宜しくお願い致します。

竹井 弓子



周辺地図

ビルの外観写真

業務案内

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。

お電話にてご予約をお願いします。

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法律扶助制度)の利用も可能です。

業務時間

法律相談

相談の予約

事件の依頼

法律扶助

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
<http://www.keyakisougou-law.jp>

寒中お見舞い申し上げます



大雪山系の東に、ひとつわ鋭いニペソツがある。7月、前天狗にて荷物を下ろして地図と磁石で、雲の中に山頂方面を想像していたところ、雲が飛ばされてニペソツの山頂が見えた。予想していたところより、ずっと高くそびえていた。

東大雪の鋭峰・ニペソツ

(撮影／南雲芳夫)

謹賀新年

年頭に当たり、昨年のご愛顧に感謝するとともに、新年のお祝いを申し上げます。

経済状況の先行きが不透明な中、不安定雇用の拡大、大学生の就職難、多重債務問題の広がり、さらにはそれにも関連する家族関係を巡るトラブルなど、市民生活も厳しい状況にあり、法律的な助けが必要な方も増えています。

そうした中、わが事務所も、今年は、司法研修所を卒業した新進気鋭の塩谷真理絵弁護士を迎えることができました。これにより、事務所の陣容も弁護士4名態勢となりました。4名の弁護士の個性を生かしつつ、チームとして地域の市民の権利救済に力を合わせて行きたいと考えております。

間口を広く開いて、市民に身近な事務所となることを目指して精進を続けていきたいと考えております。

本年も、昨年に増してのご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2011年正月

弁護士	南雲芳夫
弁護士	笠原徳之
弁護士	白石加代子
弁護士	塩谷真理絵
事務局長	長坂周
ほか事務局	一同



八ツ場ダムの建設差止事件の判決下される

埼玉県を被告として八ツ場ダム建設への費用支出の差止を求める住民訴訟は、2004年にさいたま地方裁判所に提起され、東京、群馬、千葉、茨城、栃木の各都県の裁判と連携を取りながら、進められてきました。約6年の審理を経て、2010年7月14日に判決が言い渡されました。

判決は、八ツ場ダムの利水面における必要性に関しては、原告らが主張する「水需要の予測、供給能力の評価及び八ツ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が1つの評価としてありうることは認めました。しかし、県が国土交通大臣による負担金納付通知や関係地方公共団体との協定により義務づけられた支出を行うことが『違法』と評価されるのは、その根拠とされる納付通知や協定が「著しく合理性を欠き、予算執行適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合」でなければならぬと、県の支出の違法判断のハードルを極めて低く設定し、各種負担金の支出に違法はない結論づけました。

また、最も注目されていた八ツ場ダムの治水上の必要性に関しては、原告側が、大雨の時にも伊勢崎市の基準地点には毎秒1万6750m³/秒しか流れないと、それより下流の流量・水位の低減を図る施設である八ツ場ダムは不要となるとの主張を展開してきたのに対し、判決はその主張を十分理解せず、まったく見当違いの問題設定をし、ダムに治水効果を想定することは不合理ではないとの結論を導きました。

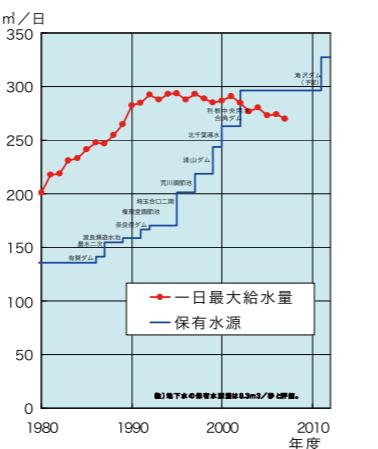
総じて、行政に対する裁判所による審査を通じて、行政過程の判断の適正さを高めるという行政訴訟の意義を理解しない、行政追隨の判断と評価せざるを得ません。

裁判とは別に、民主党政権になって、前原前国交大臣が八ツ場ダムの中止を明言し、これに対して各都県がダムの負担金の拠出を拒否する動きもあり、他方で、馬淵新国交大臣が検証を明言するなど、政治的な動きが急あります。

今後も政治の動きをにらみつつも、事実と道理に基づいて、無駄なダム計画の問題点を東京高等裁判所で追及し続けることとなります。

弁護士 南雲 芳夫

埼玉県・水道の保有水源と給水量の推移



アスベスト被害に対するとりくみ

(首都圏建設アスベスト訴訟結審に向けて)

昨年5月、「大阪・泉南石綿国家賠償訴訟」では、国がアスベスト規制を怠った責任を認めた判決が言い渡され、多くのマスコミに取り上げられました。

首都圏でも、2008年5月に東京地裁にて、同年6月に横浜地裁にて、建設現場で作業に従事したことにより石綿関連疾患に罹患した労働者ら計212名が、国とニチアス(旧日本アスベスト)等の石綿含有建材製造メーカー(東京地裁は44社、横浜地裁は45社)を提訴し、一患者当たり3500万円(弁護士費用を含め3850万円)の損害賠償を請求しました。

そして、去年4月、アスベスト被害が新たに判明した労働者176名が、第二次訴訟として、同じく東京地裁、横浜地裁に追加提訴をし、東京地裁では第一次訴訟との併合が認められました。

しかし、第一次訴訟から2年以上経過した現在、既に多くの原告が亡くなりました。アスベスト被害の悲惨さを痛感します。建設アスベスト弁護団は、今年の秋ごろに結審し、原告全員が早期に救済されるよう目指しています。

(曙ブレーキによるアスベスト被害認識を)

2005年のクボタショックによりアスベスト被害が社会問題になりましたが、「西のクボタ・東のアケボノ」と呼ばれるなど、曙ブレーキ工業はブレーキ製造の大企業の一つです。この曙ブレーキ工業も1929年創立当初の「曙石綿工業」という社名のとおり、石綿を取り扱い、2000年まで石綿を使用していましたが、近年まで従業員に対し充分な曝露対策を怠っていたため、クボタと同様、多くのアスベスト被害を及ぼしたことは想像に難くありません。

しかし、クボタは、石綿を飛散させた社会的責任を認め、既に従業員に対し補償を行っていますが、曙ブレーキ工業は、世界的な企業に至るまで支えていた従業員のアスベスト被害について何ら補償をしていないのです。

埼玉アスベスト弁護団は、集団的な救済制度の確立を求めるべく、曙ブレーキ工業の元従業員や隣接住民に対して呼びかけを行い、アスベストによる健康被害やその補償について定期的に相談会を開いています。

(小学校教諭の公務災害認定のため)

石綿は、建設現場や工場内で働く労働者だけに被害を及ぼすものではありません。

平成19年5月1日、小学校で教諭をしていたS先生が心臓発作で亡くなりました。

中皮腫は石綿との関係が特に強く、石綿関連疾患の中でも非常に予後の悪い疾患ですが、S先生は建設現場で働いたこともなければ、小学校の教諭以外の職業に就いたこともありません。

S先生は亡くなる前に、「8年近く勤務していた小学校の階段天井に石綿が使用されており、子ども達が触ってパラパラと散らしたので、よく注意した。掃除も頻繁にした。」と明確に話をされたそうです。

石綿関連疾患で亡くなり、曝露場所も期間も特定ができるものの、市や県が石綿の存在や除去の事実を明らかにしないため、未だに公務災害の認定を受けることができません。

埼玉アスベスト弁護団は、S先生の公務災害認定を勝ち取るべく、奮闘する所存です。

弁護士 白石 加代子

違法な取調べは許さない～密室にメスを入れるために



検察官による取調べが違法であるとして、国を訴えている国家賠償請求事件のお話をさせていただきます。

この事件は、ある夫婦を検察官が偽証罪で逮捕したことに始まります。検察官は、夫に、妻の体調が悪くこのままでは死んでしまうかもしれないと言いました。一方、発熱し体調不良であった妻には、取調べの間、人格を傷つける発言を繰り返して大声で怒鳴るなど強く自白を迫る取調べをしていました。ほかにも自白を促す夫の手紙を妻に見せる、夫と妻を同席させ妻に夫の自白を聞かせるなどの取調べを行いました(なお、その後に妻だけが起訴され、刑事裁判では、検察官により不当な取調べがなされたと認められ、自白調書や夫の手紙すべてが証拠から排除され、1審の判決は無罪。2審も控訴棄却され無罪が確定となりました)。この検察官による取調べが違法であるとして国を訴えている事件です。対象となる取調べを行ったものが警察官ではなく検察官によるところが、特徴的な事件でもあります。この取調べで夫婦は大きな損害を受けました。特に妻は、過酷な取調べにより心に大きな痛手を受け、現在も苦しんでいます。

国は、「検察官が違法な取調べをするわけがない。」などとして検察官の取調べに違法性はなかったと主張します。また、国は、ご夫婦が身柄拘束中に取調べで何が行われたかなどを書き留めたノートに対しても、記載内容に信用性がないと主張します。可視化されていない密室での取調べでは、取調べ内容を明らかにすることは困難です。

昨年発覚した大阪地検特捜部の検察官による証拠改ざん事件により、「検察官が違法な取調べをするわけがない。」という言葉は、もはや何の説得力も持たなくなりました。それにもかかわらず、取調べが可視化されていない現在、そもそも「検察官が違法な取調べをするわけがない。」かどうかをチェックする手段がないのです。仮に取調べが可視化されていれば、取調べに違法があったか否かをチェックすることは容易であるばかりか、密室ではないため本件のようにご本人達が傷つくような取調べは起こらなかつたとも言えるでしょう。

本件での検察官による取調べの違法性を明らかにして、ご本人様達の無念を晴らし、国へ反省を求めるべきです。さらには、二度と同じ悲劇を切り返さないために、取調べの可視化に向けた流れへと繋げていければと思っています。

弁護士 笠原 徳之

相談者の気持ちに寄り添うために

早いもので弁護士登録をしてから二年が経ちました。

この一年を振り返ると、アスベスト弁護団事件の他にも、債務整理、離婚、相続関係、交通事故、医療事故、強制執行、刑事事件など様々な事件を担当させていただきましたが、法律相談に関しては、女性弁護士ということで、相変わらず同性からの夫婦関係や離婚に関する相談が多くありました。

特に最近は、テレビで離婚を取り上げる番組が増えたせいか、「離婚したいのだけれど、どうしたらいいか。」という具体的な相談から、「実際に離婚をするかは決断していないけれど、離婚する際にもらえる養育費や慰謝料の額がどれくらいなのかをとりあえず知りたい。」という相談まで様々ですが、多くの相談の方が結婚生活について不安や悩みを抱えて相談にいらっしゃいました。

残念ながら、私たち弁護士は法的なアドバイスに終始し、相談者の方の不安な気持ちを理解しようとするあまりがちになってしまいます。

いくら弁護士が増えて、法律事務所の敷居が低くなつたとは言え、相談者の方は人生の一大事を相談しているのです。

女性弁護士に離婚事件の相談が多いのは、そういった気持ちを理解してもらえるのではないかという同性からの期待の大きさからだと思います。

私自身、相談者の方の期待に応えられているのか、不安になることもあります。少しでも相談者の方の気持ちをくみ取れるよう、より一層丁寧に話を聞き、真摯に事件に取り組むつもりでおります。

今年もよろしくお願い申し上げます。

弁護士 白石 加代子